

石川県公報

令和8年1月30日

第13878号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定 (環境政策課)	3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○公有水面埋立ての免許 (港湾課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○会計監査人の選定に係る企画提案の募集公告 (総務課)	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○石川県告示第24号の公布公告 (薬事衛生課)	6
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2	○農用地利用集積等促進計画の認可公告 (農業経営戦略課)	7
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	15
○生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	3	選挙管理委員会	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	3	○政治団体の届出の公表	15
		○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	15
		○政治団体の解散の届出の公表	16
		○資金管理団体でなくなった旨の届出の公表	16
		石川海区漁業調整委員会	
		○石川県沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業の制限の一部改正	17

告 示

石川県告示第26号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年1月30日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションよつ葉 能美	能美市辰口町485番地1	令和8年1月1日

石川県告示第27号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年1月30日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションよつ葉 能美	能美市辰口町485番地1	令和8年1月1日

石川県告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた
施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和 8 年 1 月 30 日

石川県知事 馳 浩

氏 名 (名 称)	所 在 地	廃止年月日
中谷 博 (中谷接骨院)	加賀市大聖寺荒町 4	令和 7 年 12 月 31 日

石川県告示第33号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
（平成 6 年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第
55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止し
た旨の届出があった。

令和 8 年 1 月 30 日

石川県知事 馳 浩

氏 名 (名 称)	所 在 地	廃止年月日
中谷 博 (中谷接骨院)	加賀市大聖寺荒町 4	令和 7 年 12 月 31 日

石川県告示第34号

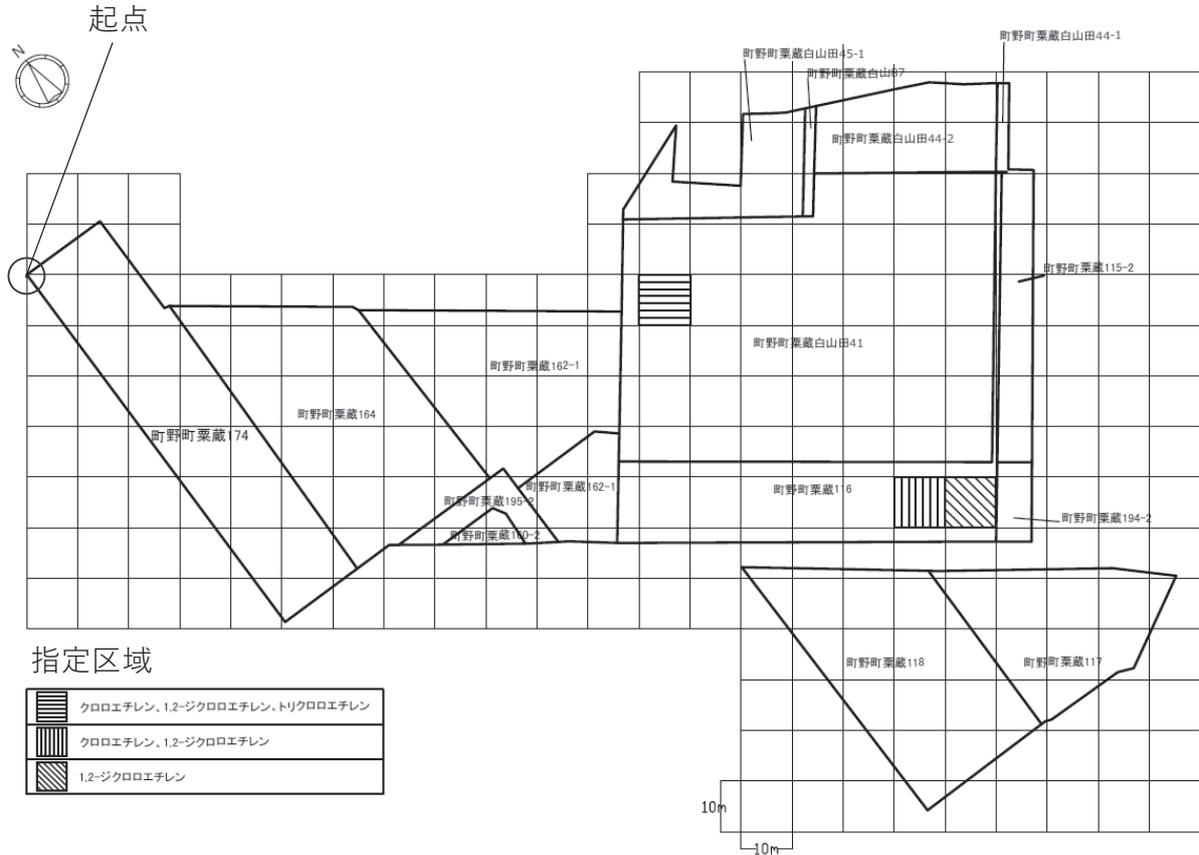
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要届出区域
（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、次のとおり指定する。

令和 8 年 1 月 30 日

石川県知事 馳 浩

- 形質変更時要届出区域
輪島市町野町栗蔵白山田41番の一部及び栗蔵116番の一部（別図のとおり）
- 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第
1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
 - トリクロロエチレン
 - 1,2-ジクロロエチレン
 - クロロエチレン

別 図



指定区域

	クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
	クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
	1,2-ジクロロエチレン

起点
 起点は、輪島市町野町栗蔵 174
 の最北端とする。

格子の回転角度 38 度 07 分 15 秒
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた
 線並びにこれらと平行して 10 m 間隔で引いた
 線により構成される格子を、起点を支点に
 右方向に回転させた角度を示す。

石川県告示第35号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。
 令和 8 年 1 月 30 日

石川県知事 馳 浩

1 免許年月日
 令和 8 年 1 月 30 日

2 出願者の名称
 石川県

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

鳳珠郡能登町字小木参四字25番、同町字小木壺参字62番、63番及び64番の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち①の地点から⑥の地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点：国土地理院 小木四等三角点（北緯37度17分59.9772秒、東経137度13分08.6899秒）

①の地点 基点から 93度17分34秒 865.76メートルの地点